

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号）第6条の規定により公告する。

令和8年6月1日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 鈴木 弘行

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
一般撮影システム・長尺撮影システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等 別紙入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 令和9年1月29日（金）
- (4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地 2)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第2条及び第3条第1項の規定（別記1）に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (3) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (4) 公告の日から入札の日までの間に福島県又は公立大学法人福島県立医科大学から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (5) この公告に示した仕様に合致した物品を確実に納入できる者であること。
- (6) この公告に示した物品について迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる資格を有することを証明するに足りる書類を令和8年6月26日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合も、令和8年6月26日(金)午後5時まで必着とする。

提出場所 郵便番号 969-3492

福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地 2

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 総務課予算経理係

電話 0242-75-2100

4 契約条項を示す場所及び期間

上記3に掲げる場所において、令和8年6月1日(月)から同年6月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月15日(水) 午前11時

イ 場所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 2階 第4会議室

郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、上記3に掲げる場所に7月14日(火)午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付は契約細則第52条の準用規定により県の定める福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号、以下「財務規則」という。)第249条第1項第4号(契約権者を公立大学法人福島県立医科大学理事長(以下「理事長」という。)、県を法人にそれぞれ読み替える。)により免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約細則第39条第1項ただし書き(別記1)及び契約細則第52条の準用規定により財務規則第229条第1項各号(別記2、契約権者を公立大学法人福島県立医科大学理事長(以下「理事長」という。)、県を法人にそれぞれ読み替える。)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければ

ばならない。

8 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

: General Radiography System and Long-length Radiography System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m. 14, July 2026

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m. 13, July 2026

(4) Contact point for the notice : Fukushima Medical University Aizu Medical Center, 21-2 Maeda, Tanisawa, Kawahigashi-machi, Aizu-wakamatsu City, Fukushima 969-3492 Japan TEL 0242-75-2100

別記 1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 2 条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第 17 条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第 3 条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2 年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2 年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約保証金）

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあつては、100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 福島県債証券 額面全額
 - (2) 国債証券 額面全額の 10 分の 8
 - (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の 10 分の 8
 - (4) 理事長が確実であると認める社債権 時価の 10 分の 8

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)
- 2 (略)